

平成 24 年 1 月 17 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
(コード番号：3758)

問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明  
電 話 番 号 03-3587-9574

(URL <http://www.aeria.jp/>)

## 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 2 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 23 年 12 月 5 日から本公開買付けを実施しておりましたが、平成 24 年 1 月 16 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 23 年 12 月 2 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付け者の名称及び所在地

株式会社アエリア 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号

##### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

##### (3) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

平成 23 年 12 月 5 日（月曜日）から平成 24 年 1 月 16 日（月曜日）まで（25 営業日）

##### ② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 23 年 12 月 5 日（月曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたしました。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

##### (4) 買付け等の価格 1 株につき金 90,000 円

## (5) 決済の方法

### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号

### ② 決済の開始日

平成 24 年 2 月 7 日（火曜日）

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができません（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### ①個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

##### （イ） 1 株当たりの買付け等の価格が公開買付者の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として 10%（所得税 7%、住民税 3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は 20%（所得税のみ）となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記 i の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の扱いとなります。

##### （ロ） 1 株当たりの買付け等の価格が公開買付者の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の扱いとなります。

#### ②法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 24 年 1 月 16 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成 24 年 2 月 6 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | 買付予定数    | 超過予定数 | 応募数     | 買付数     |
|-------|----------|-------|---------|---------|
| 普通株式  | 10,000 株 | — 株   | 6,400 株 | 6,400 株 |

### (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

## 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アエリア 東京都港区赤坂五丁目2番20号  
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類 普通株式

(2) 取得した株式の総数 6,400 株

(注) 発行済株式総数に対する割合 9.41% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額 576 百万円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料、その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間 平成23年12月5日から平成24年1月16日まで

(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けをもって、平成23年12月2日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成23年12月2日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 10,000 株を上限とする。

(注) 発行済株式総数に対する割合 14.73%

(小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額 900 百万円を上限とする。

(4) 取得する期間 平成23年12月5日から平成24年1月16日まで

以 上